

犬猫の飼養管理基準チェックリスト

1 従業員(職員)の人数

(従業員一人当たりが飼養保管できる犬猫の頭数の上限)

犬

一人当たり **20** 頭が上限
(うち、繁殖犬は 15 頭まで)

猫

一人当たり **30** 頭が上限
(うち、繁殖猫は 25 頭まで)

※親と同居する子犬・子猫や、繁殖引退犬猫は頭数に含みません。

【犬及び猫を両方取り扱う場合の上限の組み合わせ (一人当たり)】

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
うち繁殖犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
うち繁殖猫	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5

(表の見方)

まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、犬の頭数が「11頭」の場合は、表の同じ列のうち、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる。

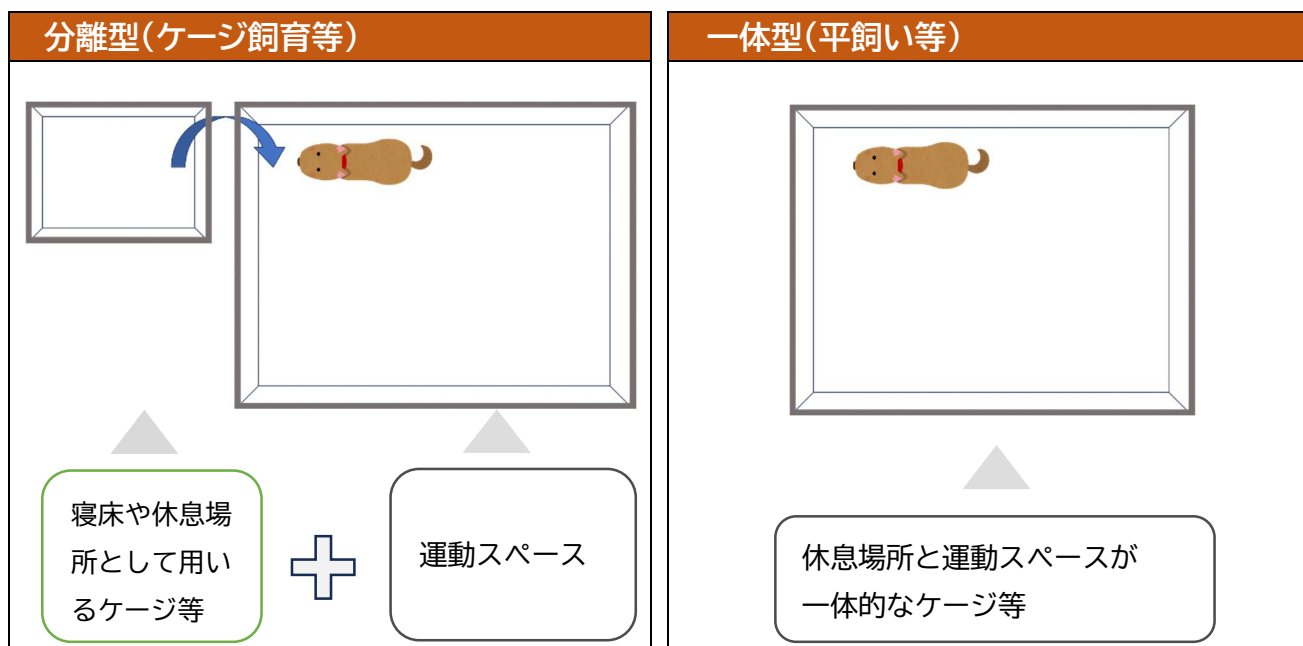


チェックポイント

従業員 の 人数	☐ 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
	☐ 職員数が正しいかの確認を行うために必要な書類を作成している。
	☐ 飼養保管を行える犬猫の頭数、及び繁殖用の頭数を常に正確に把握している。
	☐ 職員数に対応する犬猫の飼養保管頭数を超えての飼養はしていない。

2 飼養施設の数値基準

利用しているケージ等のスタイルはどちらにあてはまりますか？



(1) 分離型(ケージ飼育等)の数値基準

	基準となるケージの大きさ		
	縦 (長辺)	横 (短辺)	高さ
犬	体長の 2倍 以上	体長の 1.5倍 以上	体高の 2倍 以上
猫			体高の 3倍 以上 棚を設け2段以上の構造とする

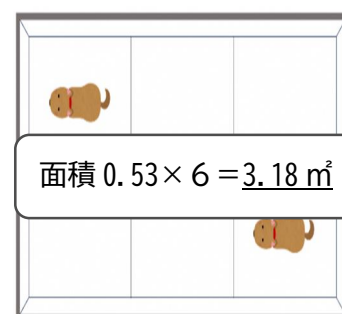
※体長 42 cmの犬のイメージ図



+

運動スペース：分離型ケージの床面積の6倍以上

	基準となる運動スペースの広さ	
	床面積	高さ
犬	分離型ケージの 6倍 以上	体高の 2倍 以上
猫	分離型ケージの 2倍 以上	体高の 4倍 以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造とする



※ 複数頭数飼養する場合のケージは、各個体に対する広さの合計面積と、最も体高が高い個体に対する高さが必要です。

※ 運動スペースは、常時利用可能な状態で維持管理する義務があります。

このため、業の登録において必要な権限を有し登録されている飼養施設以外の施設（外部のドッグラン、散歩で運動すること等）は認められません。

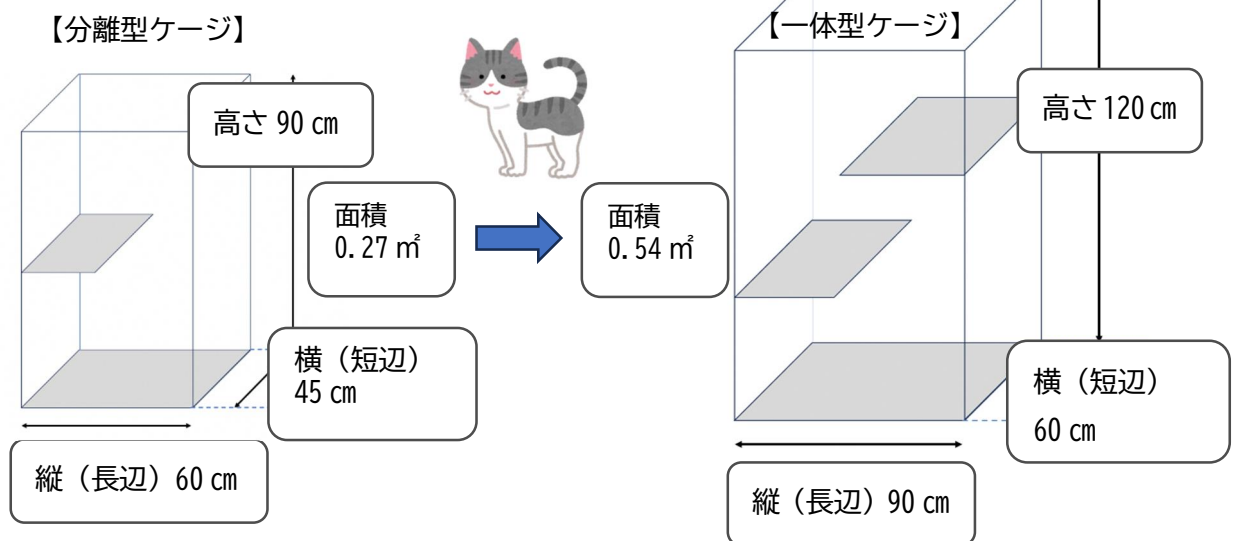
※ 運動スペースの設置場所は、屋内に限りませんが、屋外であっても飼養設備としての基準（施行規則第2条第2項第4号㉠の「遮光、風雨を遮る設備等」）を満たす必要があります。

(2) 一体型（平飼い等）の数値基準

① 単独飼養の場合

	基準となるケージの大きさ	
	床面積	高さ
犬	分離型ケージの 6倍 以上	体高の 2倍 以上
猫	分離型ケージの 2倍 以上	体高の 4倍 以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造とする

※体長 30 cmの猫のイメージ図



② 複数頭飼養する場合

	基準となるケージの大きさ	
	床面積	高さ
犬	「分離型ケージの 3倍 以上」×頭数分 （最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が必要）	最も体高が高い犬の体高の 2倍 以上
猫	「分離型ケージの面積以上」×頭数分 （最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が必要）	最も体高が高い猫の体高の 4倍 以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造とする

※ 繁殖時の親子について、一体型で飼養保管する場合に限り、子は頭数に含めませんが、親1頭分の一体型の面積を確保する必要があります。



チェックポイント

ケージ等の 数値基準	☐ ケージ等は分離型の基準を満たす。 （分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。）
	☐ 長期間飼養する場合（長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業）は、以下の①②のいずれかに該当している。 ① 【一体型】平飼い等により一体型の基準を満たす。 ② 【分離型】・分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させることができる状態で維持管理している。 ・犬猫を1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。 ※顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合、短期間の一般的な業務内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。
飼養施設及 びケージ等 の構造	☐ ケージ等及び訓練場の床材として金網を使用していない。 （肉球が痛まないように管理されている場合は、例外的に基準を満たす場合がある。）
	☐ ケージ等及び訓練場にサビ、割れ、破れなどの破損がない。 （破損は直ちに補修または交換している。）

3 飼養環境の管理基準



チェックポイント

温度湿度 の管理	☐ 飼養施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
	☐ 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ（震えや開口呼吸など）がない。
臭気の管理	☐ 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いが無い。
	☐ 動物の鳴き声、臭い、毛や、ねずみ、はえ、蚊、のみなどの衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なっていない。
光環境の 管理	☐ 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。

4 犬猫の健康管理方法

健康診断の義務付けの対象：1年以上継続して飼養又は保管を行う犬猫繁殖に供する個体のみならず、販売のために1年以上飼養する個体、展示業（猫カフェ等）、貸出業（動物レンタル等）、譲受飼養業（老犬ホーム等）においても、1年以上飼養する個体は対象となります。



チェックポイント

疾病等に係る措置	☐ 毎年1回以上の獣医師による健康診断を実施している。 ※1年以上継続して飼養又は保管を行う犬猫の場合
	☐ 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
	☐ 健康診断の診断書を5年間保管している。

5 犬猫の展示や輸送方法



チェックポイント

展示の 休憩時間等	【販売業・展示業】 ☐ 犬猫を長時間連続して展示する場合は、以下いずれかの状態を確保している。 ○ 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。 ○ 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間（休息时间）を設けている。
輸送後の 観察	【販売業・貸出業・譲受飼養業】 ☐ 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を観察している。

6 犬猫の繁殖の基準

犬

メスの生涯**出産回数**は**6回**まで、交配時の年齢は**6歳**以下

(ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする)

猫

メスの**交配時の年齢**は**6歳**以下

(ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする)



チェックポイント

繁殖の 回数・ 方法等	☐ 交配する繁殖個体は6歳以下である。 (生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)
	☐ 犬の出産回数は6回を超えていない。
	☐ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
	☐ 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
	☐ 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)

7 犬猫の愛護及び適正な飼養



チェックポイント

犬猫の不適切な状態の禁止	☐ 犬猫が以下の不適切な状態になっていない。 ☐ 被毛に糞尿等が固着した状態（例えば、糞が毛にこびりついている状態など） ☐ 体表が毛玉で覆われた状態 ☐ 爪が異常に伸びている状態 ☐ その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態 1つでも該当あれば、直ちに基準違反として、指導や勧告等の対象となる。さらに個体の状態等によっては、法第44条で禁止する動物虐待に該当し、刑事罰の適用を受ける場合がある。
清潔な水の給水確保	☐ 清潔な水がいつでも飲めるようにしてある。
自由な運動の確保	☐ 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。
人との触れ合い	☐ 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。

（関係法令）

- ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・動物の愛護及び管理に関する法律施行令
 - ・動物の愛護および管理に関する法律施行規則
 - ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令
- （参考資料）
- ・動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～
発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

令和元年6月に改正された動物愛護管理法に関する情報、及び飼養管理基準に関する詳細はこちら

〈環境省ホームページ〉

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/animal.html>



【お問い合わせ先】いわき市保健所 生活衛生課 動物愛護係

TEL 0246-27-8521

✉ hokenjo-seikatsueisei@city.iwaki.lg.jp

